

## まだマイナンバーカードをお持ちでない方への QRコード付き交付申請書の送付について

- **令和4年7月26日以降**、9月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方(5,500万人) (※)を対象に、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書が順次送付されます。

※ マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、原則として、令和4年度中に出生した乳児、在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方等を除く方が対象となります。また、令和3年度未までに後期高齢者医療広域連合より、交付申請書が送付された75歳以上の方には送付されません。

- QRコード付き交付申請書は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より送付されます。

※ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、国と地方公共団体が共同で管理する法人です。

- 右下にあるQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、オンラインで簡単に申請ができます。

※ 紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。

- **7月27日から**は、有名タレントを起用したQRコード付き交付申請書の送付をPRする**新テレビCMを放映**



【新CMイメージ】

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

QRコード付き交付申請書

「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」から送付されます。

総務省も記載されています。

送付される封筒

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000826897.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000826897.pdf)

マイナンバーカードをまだお持ちでない方(※1)に、7月26日(火)以降、9月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。お持ちのスマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請ができます(※2)。

この申請書は、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)から送付されます。最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要です。(※3)

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までですので、早めの申請がおすすめです。この機会にぜひマイナンバーカードを取得してください!

※1 以下のような方には、交付申請書は送付されません。

- (1) 75歳以上の方で、令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方
- (2) 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方  
(出生時または転入時に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、個人番号通知書と一緒に交付申請書が送付されています。)
- (3) 在留期間の定めのある外国人住民の方  
(地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています。)

※2 申請の仕方は、こちらをご覧ください。なお、郵送等での申請も可能です。

[https://www.kojinbango-card.go.jp/#emg\\_8](https://www.kojinbango-card.go.jp/#emg_8)

※3 マイナポイントのお申し込みを考えている方は、こちらをご覧ください。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>